

三重の森林づくり 実施状況報告書

(令和元年度版)

令和2年9月

三 重 県

目次

第1章 トピックス	1
Ⅰ 「みえ森林・林業アカデミー」2年目を迎えて	2
Ⅱ 森林経営管理制度の定着に向けた支援を進めています	3
Ⅲ 「みえ森と緑の県民税」を活用した新しい事業に取り組みます	4
Ⅳ 「NPO 法人もりずむ」の活動が農林水産大臣賞を受賞しました	5
Ⅴ 大杉谷入山協力金の募集が始まりました	6
Ⅵ 第3期みえ生物多様性推進プランを策定しました	7
第2章 実施状況	8
Ⅰ 基本方針1 森林の多面的機能の発揮	9
【基本施策1-(1)】「構造の豊かな森林」づくり	11
(1) 持続可能な森林づくり	11
(2) 公益的機能を重視した森林づくり	11
(3) 多様な森林づくり	11
【基本施策1-(2)】県民の暮らしを守る森林づくり	11
(1) 災害に強い森林づくりの推進	12
(2) 森林の保全と保安林制度の推進	12
(3) 森林病害虫対策及び森林災害対策の着実な実施	13
(4) 野生鳥獣による被害の軽減	13
【基本施策1-(3)】森林づくりを推進する体制の強化	14
(1) 国・市町等と連携した森林管理の推進	14
(2) 森林資源データの整備と情報提供	15
(3) 森林の公有化等による公的管理	15
(4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究	15
Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展	17
【基本施策2-(1)】林業及び木材産業等の振興	19
(1) 森林施業の集約化の促進	19
(2) 多様な原木の安定供給体制の構築	19
(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化	19
(4) 多様な収入源の創出	20

(5) 特用林産の振興	20
(6) 効率的な林業生産活動のための研究.....	20
【基本施策 2- (2)】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	21
(1) 林業の担い手の育成・確保	21
(2) 地域を担う多様な人づくり	21
(3) 林業事業体の育成と経営力の向上	21
【基本施策 2- (3)】 県産材の利用の促進.....	22
(1) 県産材の需要拡大	22
(2) 信頼される県産材の供給の促進	22
(3) 住宅建設における木材利用の促進	23
(4) 中・大規模施設等の木材利用の促進.....	23
(5) 持続的な木質バイオマス利用の推進.....	24
(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進.....	24
Ⅲ 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興	25
【基本施策 3- (1)】 森林文化の振興	26
(1) 森林の文化的価値の保全及び活用	26
(2) 森林文化の体験と交流の促進	26
(3) 里山の整備及び保全の促進	26
(4) 森林文化の継承	27
【基本施策 3- (2)】 森林環境教育・木育の振興	27
(1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」	27
(2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」	27
(3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」	28
Ⅳ 基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進.....	29
【基本施策 4- (1)】 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	30
(1) 森林づくり活動への県民参加の促進.....	30
(2) 緑化活動の促進	30
【基本施策 4- (2)】 木づかいの促進	31
(1) 暮らしの中での木づかいの促進	31
(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進	31

【基本施策4-(3)】三重のもりづくりの意識の醸成	31
(1) 三重のもりづくり月間の取組	31
V 重点プロジェクト	33
1 緑の循環プロジェクト.....	33
2 災害に強い森林づくりプロジェクト.....	33
3 次世代型森林情報活用プロジェクト.....	34
4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト	34
5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト.....	35
6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト	35
参考資料.....	37
I 三重の森林づくり条例.....	38
II 用語説明	41

第1章 トピックス

I 「みえ森林・林業アカデミー」2年目を迎えて

平成31年4月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー」（以下「アカデミー」という。）では、3つの基本コースを主軸に、各種選択講座、市町職員講座、地域林政アドバイザー講座、林業体験講座を行いました。

1 受講生の状況

初年度となった昨年度は、マネージャー育成コース13名、プレーヤー育成コース7名の計20名の方が講座を修了されました。

また、ディレクター育成コース10名のうち、一部の方が、新型コロナウイルス感染症対策のため令和3年度以降での受講を希望し、4名の方が2年目のプロジェクト実践に進まれました。

令和2年度の基本コースについては、4月当初32名の受け入れを予定していましたが、一部の方が令和3年度以降での受講を希望し、25名の受講者となっています。

（内訳）

- ・ディレクター育成コース10名
- ・マネージャー育成コース9名
- ・プレーヤー育成コース6名

さらに、基本コースに加え、より専門性の高い技術等を習得する「選択講座」や森林の適正な管理に重要な役割を担う市町職員を対象にした「市町職員講座」、林業に関心のある人を対象にした「林業体験講座」、木づかいを行える建築士を養成する「木造化建築士養成講座」など、多様な育成コースを実施し、さまざまな課題に自ら取り組み、森林・林業や地域を牽引する人材を育成しています。

2 オンライン講座の導入

新型コロナウイルス感染症対策のため、4月26日（土）に予定していた入講式と記念講演会が中止になりました。

このため、年間通して講座の運営がスムーズに進められるよう、インターネット回線工事やWi-fi等の通信用機器を整備し、オンラインによるWeb講座が実施できる環境整備を進めました。

4月下旬に初回講座を予定していましたが、



オンラインによる講義

が、5月19日のディレクター育成コース2年目コースを初日にして、講師をはじめ受講生の全員がオンラインで参加する形で、令和2年度の講座をスタートしました。

今後は、来場することが困難な講師や受講生の皆様には、通常講義に加えオンライン方式による講座についても紹介するなど、多様な講座運営を行っていく予定です。

3 産学官連携による支援

アカデミーでは、「みえ森林・林業アカデミー産学官連携協議会」をはじめ、国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科の皆様のご協力、ご支援等により、林業人材育成を効果的に行い、林業及び関連産業の発展をめざしています。



産学官連携協議会総会

今後も、受講生の声や関係者からの要望等も伺いながら、より実践的な内容となるよう、カリキュラムのブラッシュアップに努めていきます。

Ⅱ 森林経営管理制度の定着に向けた支援を進めています

平成31年4月、「森林経営管理法」と「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、全国で森林経営管理制度がスタートしました。

この制度では、市町が重要な役割を担うことになるため、県では、取組が円滑に進むよう、市町を支援する体制の整備を進めています。

1 森林経営管理制度の概要

この森林経営管理制度では、市町が森林所有者の意向を調査した上で、森林経営管理権の設定を受けた森林のうち、林業経営に適した森林は「意欲と能力のある林業経営者」に再委託し、林業経営に適さない森林については市町が自ら間伐等の施業を行うなど、市町が重要な役割を担うこととなります。

2 市町の業務推進への支援

(1) 県内での取組

制度開始初年度となった昨年度は、県内6市町で意向調査が実施されたほか、13市町がその準備に着手するなど、徐々に取組に着手する市町が増えています。

こうした中、近年自然災害が頻発する状況を受け、全国で森林整備をさらに加速するため、今年度、森林環境譲与税の譲与額が前倒しで増額されており、市町はより一層積極的に、森林環境譲与税を活用した森林整備に取り組むことが求められています。

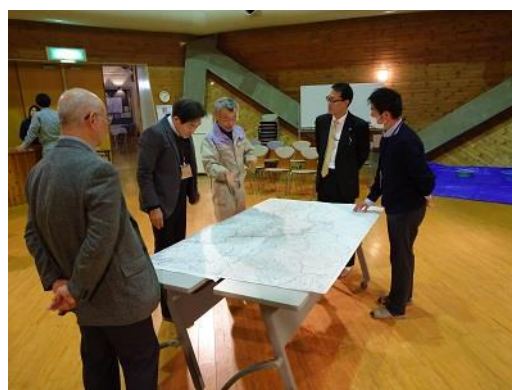
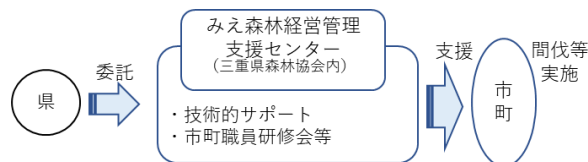
(2) 支援体制の充実

県では、森林経営管理制度の円滑な実施を促進する役割を担うため設置した「みえ森林経営管理支援センター」に、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置し、市町担当者向けの研修会の開催や、相談対応、巡回指導などを行っています。

令和2年度からは、アドバイザーを3名から4名に増員するとともに、県内の4地域に配置することで、市町からの要請に機動的に対応できるよう体制を拡充しています。

また、市町が森林・林業に詳しい人材を

活用できるよう、森林・林業に関する資格を有し、地域で活躍することを希望する人材の情報を提供する「みえ林政人材バンク制度」を令和2年1月に創設しました。



みえ森林経営管理支援センターによる巡回指導

(3) 人材の育成

森林経営管理制度を円滑に推進するためには、森林の経営や管理に携わる市町のほか、森林整備の受け手となる林業事業体や、そこで働く人材の育成が重要となります。

こうした中、みえ森林・林業アカデミーでは、地域林政アドバイザーとして市町の森林・林業行政に技術的な支援を行う人材を育成する「地域林政アドバイザー講座」を開催しています。

3 今後の取組

2年目となる森林経営管理制度を活用し、少しでも多くの市町において実際に森林整備が推進されるよう、引き続き、地域農林（水産）事務所やみえ森林経営管理支援センター等との密接な連携のもと、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら市町の事業推進を支援していきます。

Ⅲ 「みえ森と緑の県民税」を活用した新しい事業に取り組みます

県では、平成26年4月に「みえ森と緑の県民税」を導入して、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んできました。

令和元年度からは、近年の大型化する台風や頻発する豪雨災害等をふまえ、県民の安全・安心な暮らしを守るため、防災・減災対策を充実・強化した上で、継続して取り組んでいます。

さらに、令和2年度からは、これまでの取組に加え、災害に強い森林づくりをより一層強化していくため、新しい事業に取り組んでいくこととしました。

1 令和2年度からの新しい取組

令和元年の台風15号では、千葉県を中心に大規模かつ長期的な停電が発生し、住民生活や地域の経済活動が滞ったうえ、市町の防災システムが機能しない等の甚大な被害が発生しました。県内においても、平成30年の台風21号では約28万戸で停電被害が発生しており、山間部における停電の原因の約80%は倒木によるものでした。

このような被害を未然に防ぎ、県民の安全・安心な暮らしを守るため、令和2年度から、新しく「防災枠」を設け、災害に強い森林づくりの一環として、市町や電気事業者等のライフライン事業者と連携して、「災害からライフラインを守る事前伐採事業」に取り組むこととしました。

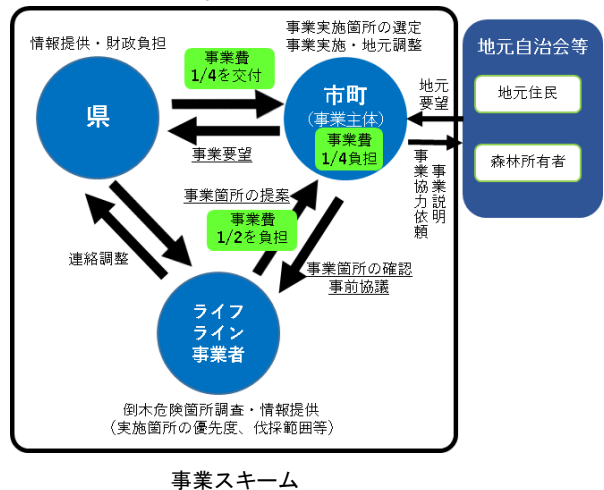
2 事業の主な内容

この事業では、ライフライン事業者と連携して、台風などの倒木によりライフラインを寸断してしまう恐れのある樹木の事前伐採に取り組む市町に対して、県が事業費の一部を負担するなどの支援を行うこととしています。

事業規模としては、令和5年度までに県内全体で約47,000本の危険木を伐採することを想定して

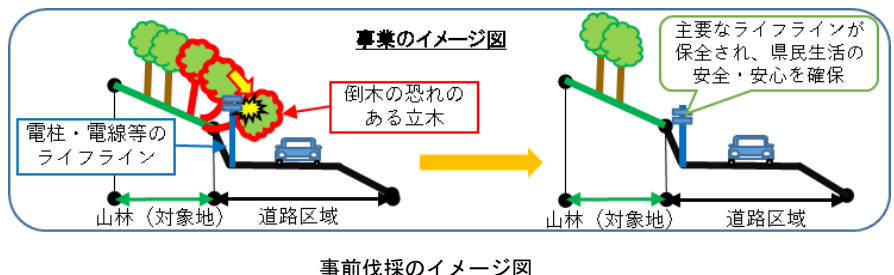
おり、事業費は約4億円としています。この事業費については、ライフライン事業者・市町・県で負担することとしており、負担割合は、ライフライン事業者が1/2、市町が1/4、県が1/4としています。

なお、事業の実施にあたっては、事業を実施する市町ごとに、市町・県・ライフライン事業者の三者で、相互の連携による事業の円滑な実施を目的とした協定を締結することとしています。また、この協定に基づき、三者が構成員となった協議会を設置し、市町が作成する事業計画についての協議や他事業との調整などを行い、事業を進めていきます。



3 今後の展開

今後も引き続き、市町やライフライン事業者との事業実施に向けた調整を進め、県内各地で事前伐採の取組が実施され、県民の安全・安心な暮らしを守ることができるよう取り組んでいきます。



IV 「NPO法人もりずむ」の活動が農林水産大臣賞を受賞しました

令和元年度全国林業グループコンクールにおいて、NPO法人もりずむ（津市）が活動内容を評価され、最優秀となる農林水産大臣賞を受賞しました。

1 林業グループコンクールの概要

林業グループコンクールは、林業技術の向上や林業経営の発展のために、自主的な活動を行って地域の振興などを図っている林業グループを取り上げ、その活動等を発表・討議することによって、林業グループ相互の発展・資質向上を図ることを目的に開催されるものです。

コンクールは、まず、全国6のブロックで「ブロック林業コンクール」が開催され、ここで1位に選出されたグループが「全国林業グループコンクール」に推薦されます。NPO法人もりずむは、三重県代表として参加した「近畿ブロック林業グループコンクール」において1位に選出され、全国林業グループコンクールに推薦されました。

令和2年2月27日、国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都）で行われる予定であった令和元年度全国林業グループコンクールは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となり、代わって審査会における書類審査が行われました。審査の結果、NPO法人もりずむの活動内容が評価され、最優秀となる農林水産大臣賞を受賞しました。

林業グループコンクールで、県内の林業研究グループが農林水産大臣賞を受賞するのは、昭和61年以来、二度目の快挙となります。

2 NPO法人もりずむの主な活動内容

NPO法人もりずむは、平成24年12月に設立され、「食っていける、儲かる林業を確立して森林と中山間地域を元気にする」「暮らしと森を繋げて、心身ともに健康な暮らしづくりに貢献する」を使命に、これらを実現するための活動を行っています。

主軸事業は「もりずむの木」の製造・販売で、木材価格の適正化を実現するため、伝統的林業である「葉枯らし乾燥」のほか、「月齢伐採」によって生産された原木を使用した建築用材の製造・販売に取り組んでいます。



葉枯らし乾燥

また、葉枯らし乾燥や月齢伐採により生産された木材の優位性などについて、大学や研究所などと連携して調査・研究を進め、木材の良さを高めた製品の製造・販売により「心身ともに健康な暮らしづくり」に貢献しようと尽力しています。

このほか、間伐時に発生する不用木の有効活用と事業の複合化を図るため、薪の製造・販売に取り組んでいます。薪の原料は、これまで価値が低く利用されていなかった原木を地域の森林所有者から買い取り集荷する「木の駅白山」の運営により確保しています。

出荷した森林所有者には、現金の代わりに、地域内の登録された店舗で利用できる地域通貨券「白山もり券」を交付しており、林業だけでなく、地域の活性化にも寄与しています。

3 今後への期待

昭和61年以来となる農林水産大臣賞の受賞を契機に、今後、県内の林業研究グループの活動が活性化され、ひいては地域の振興に繋がることが期待されます。

V 大杉谷入山協力金の募集が始まりました ～ 大杉谷の美しい峡谷をみんなで次の世代へ ～

大杉谷は、日本三大峡谷の一つに数えられる自然豊かな美しい峡谷です。

この豊かな秘境を守るため、登山歩道を利用する方から入山協力金の募集を始めました。

1 大杉谷入山協力金導入の背景

大杉谷は、吉野熊野国立公園にあり、ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）の核心地域に登録されています。

その姿は、原生の植生や壮観な岩壁、日本の滝百選のひとつである“七ツ釜滝”をはじめとする数々の名瀑（めいぼく）、清澄（せいちょう）なる流れ等、まさに“秘境”と呼ぶにふさわしく、豊かな森林資源と希少な動植物の宝庫となっており、至極の絶景が訪れる者を魅了します。

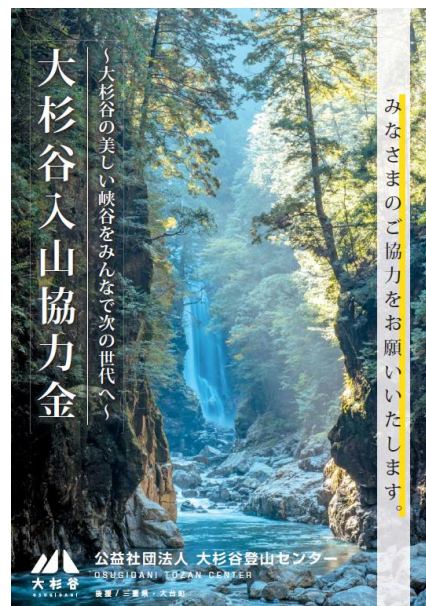
ここを探访する「大杉谷登山歩道」は、三重県大台町から大台ヶ原の主峰日出ヶ岳（標高 1,695m）を結ぶ全長 14.1 km、高低差 1,415mの登山歩道で、昭和 15 年に開設され、その後、昭和 56～60 年に三重県が全線を再整備して現在の形になっています。

昭和 57 年 12 月には、三重県と大台町（旧宮川村）が中心となり、公益社団法人大杉谷登山センターを設立して、登山歩道の維持管理や安全啓発活動のほか、警察活動に協力する山岳救助隊の運営などの業務を行い、大杉谷に入山する人々の安全確保に努めてきました。

こうした中、平成 16 年の台風 21 号による豪雨災害をはじめとする局地的な異常気象の影響もあり、倒木や土砂の流出による生態系の乱れや登山歩道の損傷が生じています。また、毎年、山岳事故が発生するなど、さまざまな課題を抱えています。

このため、大杉谷の豊かな生態系と生物多様性を守るための保全活動や、より多くの人々に自然を体感していただくための大杉谷登山歩道の整備を行う活動資金に充てることなどを目的に、大杉谷入山協力金制度を導入することになりました。

後世まで、この豊かな大杉谷の自然をつないでいけるよう皆様のご協力をお願いいたします。



2 大杉谷入山協力金の募集内容

○協力金の用途

- ・大杉谷の自然環境、希少な動植物の保全活動
- ・大杉谷登山歩道の維持管理
- ・登山者の安全確保、大杉谷の最新情報の提供など安全登山に関すること

○対象

大杉谷登山歩道を使用する人（登山者、釣り人、狩猟者など）

○金額

- 1 シーズン（開山日～閉山日）
- 1 人につき 1,000 円

○募集期間

- ・実施期間

大杉谷登山歩道の開山日～閉山日まで

○納付の方法

- ・大杉谷登山口から入山する方
大杉谷登山センター窓口もしくは、大杉谷登山口に設置してある自動販売機にて納入
- ・大台ヶ原から入山する方
大台ヶ原（上北山村）物産店に設置してある自動販売機にて納入

VI 第3期みえ生物多様性推進プランを策定しました

生物多様性の保全は、SDGs（持続可能な開発目標）において、幸せな社会を築くための土台として位置づけられるなど、国際的にもその重要性が高まっています。

県では、平成24年3月に生物多様性基本法に基づく地域戦略として「みえ生物多様性推進プラン（以下「推進プラン」）」を策定し、さまざまな主体が、それぞれの役割に応じた取組を進めてきました。その後、平成28年3月に、それまでの取組結果を検証するとともに、県民の皆さんから頂いた意見に沿って、第2期推進プランを策定し、地域と連携した取組を進めてきました。そして、今般、令和2年3月に、SDGsなど生物多様性保全に対する社会的関心の高まり等をふまえ、第3期推進プランを策定しました。

1 推進プランの位置づけ

本推進プランは、総合的、長期的な視点のもとに、生物多様性保全に関する取組を推進するため、本県の地域特性をふまえ、さまざまな主体が目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに協働して、自発的に取り組むための指針となる地域戦略です。

2 施策展開方向

(1) 取組方針1「重要な自然環境や野生生物の保全」

- ・特に保護が必要な希少野生生物について、県指定希少野生動植物種に指定する等、適切に保護を進めます。
- ・自然地の開発行為に関し、希少野生生物の生息地等への影響の回避や低減等を図ります。

(2) 取組方針2「豊かな里地・里山・里海の保全と利用」

- ・県民が主体となった里地・里山・里海の保全の取組を促進します。
- ・専門家、事業者、行政等、さまざまな主体の連携・協働による自然環境保全活動を促進します。

(3) 取組方針3「生物多様性への負荷の抑制」

- ・地域在来種に著しい影響を及ぼしている外来種の増殖等の抑制に取り組みます。
- ・温室効果ガスの排出量削減を進めるため、さまざまな主体と連携しながら地球温暖化防止の取組を推進します。

(4) 取組方針4「生物多様性保全の環境づくり」

- ・県民の自然環境保全活動に対する意識を高め、具体の行動に結び付けるため、普及啓発や人材育成を行います。
- ・公共事業を実施する際は、事業による希少野生生物への影響を低減するとともに、生態系ネットワークの構築を意識した施設整備等に努めます。

3 地域空間別取組

県民の生物多様性に対する意識を高め、生物が豊かに住める取組を円滑に推進するため、①森林、②田園地域・里地里山、③都市部、④河川・湿地、⑤沿岸・海洋域の地域毎における各主体の取組を整理しました。これにより、生態系ネットワークの形成が進み、生物多様性保全がさらに促進されます。

4 今後の取組

本推進プランは、「みんなで生物多様性の保全と持続可能な利用が進められる社会」をめざし、4つの取組方針と地域空間別に整理した取組に沿って、NPO等のさまざまな主体による生物多様性保全の取組を進めていくこととしています。

今後も引き続き、これらの取組事例を集積しつつ、成果検証を行い、生物多様性保全をさらに進めていきます。



第2章 実施状況

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	令和元年度目標 (2019年度)	令和元年度実績 (2019年度)	令和10年度目標 (2028年度)
公益的機能増進 森林整備面積(累計)	1,700ha	1,552ha	30,300ha
山地災害危険地区 整備着手地区数(累計)	2,179地区	2,187地区	2,359地区
新植地の被害率(獣害)	-	2.9%	0%
森林境界明確化面積(累計)	26,000ha	27,050ha	60,000ha

【令和元年度評価】

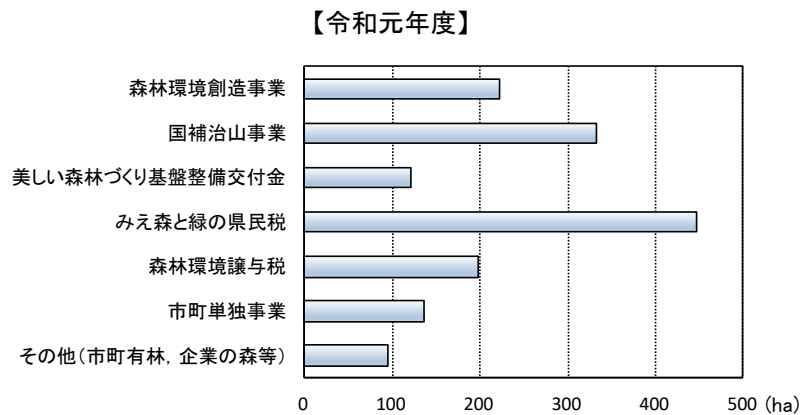
(1) 公益的機能増進森林整備面積

令和元年度は、森林環境創造事業や治山事業、造林事業、みえ森と緑の県民税を活用した事業などにより、公益的機能の増進を目的とした森林整備を1,552haの森林で実施しました。しかしながら、令和10年度における目標値(30,300ha)の達成に向けては、3,000ha/年程度の森林整備を実施していく必要があります。

令和元年度は、森林経営管理制度がスタートした年度であり、多くの市町においては、後年度の森林整備に向けた意向調査やその準備に取り組んでいました。森林整備の実施には、さらに境界明確化等を行っていく必要もありますが、できるだけ早期に本格的な森林整備を実施できるよう、市町の実施体制の充実や、市町の取組への支援を進めていくことが必要です。

このため、引き続き、地域農林(水産)事務所やみえ森林経営管理支援センター、法律相談窓口との密接な連携のもと、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら市町の事業推進を支援していきます。

指標：公益的機能造林森林整備面積



また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、森林環境譲与税を活用した施策の立案をサポートする市町職員講座を開催するなど、市町の実施体制の充実に取り組んでいます。

(2) 山地災害危険地区整備着手地区数

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しています。

令和元年度末現在、山腹崩壊危険地区2,047地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区2,044地区の計4,104地区が指定されています。

このうち、令和元年度末までに2,187地区において治山ダム等の整備に着手しており、令和10年度目標値に対する着手率は、92.7%となっています。

今後も引き続き、山地災害等から県民の生命・財産を守るため、治山事業等により必要な施設の整備や森林の整備を進めていきます。

(3) 新植地の被害率

造林事業で実施した再生林や拡大造林地を調査した結果、令和元年度末の獣害による被害率は、2.9%でした。

シカによる植栽地の食害は、森林所有者の経営意欲に大きく影響することから、令和10年度における目標値（被害率0%）の達成に向け、引き続き防護柵の設置など植栽地の防除対策を支援するとともに、林業研究所において、効果的な捕獲技術の検証を進めていきます。

(4) 森林境界明確化面積

森林境界明確化事業等により、公益的機能増進森林の整備や林業活動に必要な森林施業を行うにあたって必須となる森林境界の明確化を進めたところ、令和元年度末実施済み面積は、前年度から775ha増加して27,050haとなりました。

今後は、令和10年度における目標値（60,000ha）の達成に向けて、既存の明確化事業等の推進に加え、森林経営管理制度・森林環境譲与税の活用による明確化が進むよう、市町の取組を支援していきます。

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

【基本施策 1 - (1)】

「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を進めるとともに、広葉樹の森づくりや里山の整備など、多様な森林づくりを進めます。

(1) 持続可能な森林づくり

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルを確かなものとするため、森林資源の有効利用を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、植栽本数の見直し等を行うほか、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めます。

【令和元年度の取組】

持続可能な森林づくりに向けて、令和元年度は、津市白山町二本木地内に新たに造成したスギ・ヒノキ特定母樹の採種園において、スギ310本、ヒノキ220本の母樹を植栽するとともに、これらの母樹から早期に種子生産が可能となるよう、除草や施肥などの保育作業を行いました。

また、既存のスギ少花粉ミニチュア採種園において、2.5kgの種子を採取し、三重県林業種苗協同組合連合会へ売り払いました。



スギ少花粉ミニチュア採種園

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木ま

で階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造が違うなど、多様な森林を育成し、水源かん養や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林づくりを進めます。

【令和元年度の取組】

水源かん養や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林づくりを進めるため、令和元年度は、森林環境創造事業により、環境林における間伐218haを実施しました。このほか、治山事業で130ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等で146ha、市町単独事業等で319haの間伐を環境林において実施し、これに森林整備センターが実施する間伐827haを加え、計1,641haの間伐が環境林において実施されました。

(3) 多様な森林づくり

木質バイオマス用途や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的に応じた多様な生産林の整備を進めるほか、地域の実情に応じて地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。

【令和元年度の取組】

多様な森林づくりを進めるため、令和元年度は、生産林において、国補造林事業により、間伐及び保育間伐805ha、植栽88ha、下刈171ha、枝打ち67haなど、また県単造林事業による間伐及び保育間伐197ha、植栽1ha等を実施しました。

生産林における間伐面積は、造林事業等のほか、治山事業204ha、林業・木材産業成長産業化促進対策事業等264ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等300ha、市町単独事業等294haを含め、計2,063haとなりました。

これらの結果、令和元年度は、生産林と環境林を合わせ、4,329haの森林整備を実施しました。

【基本施策 1 - (2)】

県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民

の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や保安林制度、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

（１）災害に強い森林づくりの推進

山地災害の復旧や山地災害の未然防止、良質な水の安定供給につながる水源地域の森林整備など、県民生活の安心・安全を確保するための森林整備等や治山施設の整備などを進めます。

また、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去等を行います。

【令和元年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しています。

令和元年度末現在、山腹崩壊危険地区2,047地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区2,044地区となっています。

なお、令和元年度末でのこれらの山地災害危険地における治山事業の着手率は53.3%となりました。

令和元年度の主な取組として、山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐（間伐）334haを実施しました。

また、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、13市町、30箇所において、流木となる恐れのある危険木3,251m³の除去と、溪流沿いの山腹で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐107haを実施しました。

さらに、土砂・立木緊急除去事業では、3市町3箇所において、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設などに異常に堆積して流出する恐れのある土砂8,699m³と、27m³の流木の除去を行いました。

市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、大紀町など16市町が人家裏や通学路沿いの危険木の除去に取り組むとともに、流域防災機能強化対策事業として、11市町において、流域の防災機能の強化を図るための調整伐302haが実施されました。



里山の森林安全安心対策事業（松阪市）



危険木の除去事業（いなべ市）

（２）森林の保全と保安林制度の推進

森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めるとともに、水源のかん養や山地災害の防止など重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制

度の適正な運用に努めます。

また、三重県水源地域の保全に関する条例に基づき、水源地域内の土地取引の事前届出制度等の的確な運用と、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、県内の保安林指定面積が242ha増加し、令和元年度末現在、県内の森林面積の約34%にあたる126,149haの森林が保安林に指定されています。

また、林地開発については、令和元年度に14件、56haの申請を許可しています。

＜三重県における保安林の指定状況＞

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	80,628	59.0%
土砂流出防備	42,981	31.4%
土砂崩壊防備	176	0.1%
防風	172	0.1%
潮害防備	6	0%
干害防備	20	0%
防火	13	0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	25	0%
航行目標	6	0%
保健	※11,932	8.7%
風致	79	0.1%
計	126,149	100.0%

※重複指定があるため計は一致しない。



土砂流出防備保安林（紀北町）

水源地域内の土地取引の事前届出制度については、条例が目的とする水源のかん養機能の維持増進とあわせて周知することにより、届出の必要性を理解していただくよう努めました。この結果、令和元年度の条例に基づく届出件数は166件でした。

（3）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

松くい虫による「保全すべき松林」への被害拡大の防止や、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法などの情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう指導及び情報提供を行います。

また、林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置22ha、被害木を伐倒処理する駆除措置96m³を実施しました。

＜松くい虫による被害状況＞

区分	面積(ha)	材積(m3)
平成 26 年度	758	2,572
平成 27 年度	668	2,189
平成 28 年度	654	2,218
平成 29 年度	607	2,059
平成 30 年度	713	2,123
令和元年度	256	780

さらに、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損などの被害が発生しているため、県内の被害状況を調査しました。

また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示などを行い、林野火災の予防の啓発を図りました。

（4）野生鳥獣による被害の軽減

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合などと

の連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めるとともに、ICTを活用した新たな捕獲技術を普及し、捕獲を促進します。

【令和元年度の取組】

令和元年度の野生鳥獣による林業被害額は1億6,596万円で、そのほとんどがニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害でした。

このため、植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を支援しており、令和元年度は新植地等に防護柵46,779mを設置しました。

(造林事業：44,951m、特別天然記念物カモシカ食害対策事業：1,828m)

また、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、平成24年度から、ニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施して捕獲圧を上げています。

なお、令和元年度の狩猟登録者数は、CSF感染拡大防止のため、北勢地域を指定猟法禁止区域に指定し、狩猟を制限したため2,856人となりました。

林業研究所では、ニホンジカの低密度化に成功した集落の後背山林でくくり罠を用いた捕獲を行い、低密度の状態を維持できるかどうかの検証を行っています。

この検証では、後背山林での捕獲とともに集落周辺において、ICTを活用した集中捕獲を同時に行うことで、低密度状態を維持することを狙いとしています。



くくり罠によるシカの捕獲状況

後背山林でのくくり罠による捕獲に当たっては、シカの警戒心を高めることなく継続的に捕獲することができる手法として、狭い範囲に少数のくくり罠を設置し、短期間に設置場所を移動させる方法を用いました。その結果、令和元年8月から令和2年3月までで5頭のシカを捕獲し、山林における低密度状態は、概ね維持されていました。

今後は、低密度状態においても効率的に捕獲可能な方法について検証する必要があります。

また、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した森林再生力強化対策事業により、新植地における獣害防止施設の設置支援やICT等の新たな技術を用いたニホンジカの捕獲等の効果検証に取り組む市町への支援を行いました。

【基本施策1－(3)】

森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運営を図ります。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林GIS等による正確な森林情報（所有者、森林境界、資源内容、施業履歴等）の把握と活用を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、森林環境譲与税の導入や森林経営管理法の施行を受け、今後、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となることから、これらの新たな動きに円滑に対応できるよう市町をサポートします。

(1) 国・市町等と連携した森林管理の推進

県内4流域の地域森林計画、及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。

また、市町が森林環境譲与税を活用した新たな森林管理システムを円滑に実施し、着実に森林整備を進めていけるよう、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援に努

めます。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、令和2年度に予定される北伊勢森林計画区における地域森林計画の樹立に向けて調査を実施しました。

また、森林経営管理制度に基づき、市町が行う森林整備事業の推進を支援するため、みえ森林経営管理支援センターに、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して、市町担当者向けの研修会の開催や相談対応、巡回指導などを行いました。

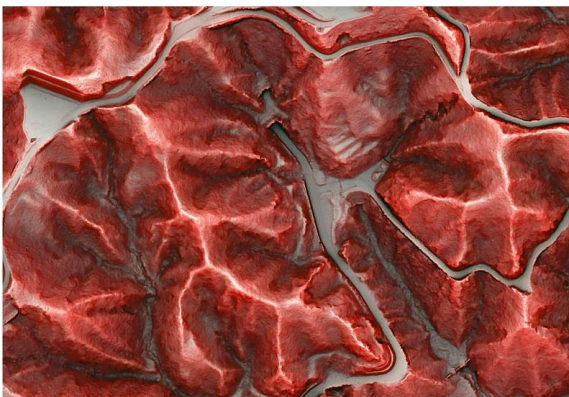
（2）森林資源データの整備と情報提供

市町が森林整備の実施や境界明確化などの計画策定等をより効果的に進めることができるよう、航空レーザ測量により取得した情報や解析データ等の詳細な森林資源情報や、精度の高い3次元地形データなどの情報を森林クラウド等で共有するなど、市町の森林管理を支援していきます。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、航空レーザ測量を通じて詳細な森林資源や地形などの森林情報を整備するとともに、優先的に整備すべき森林の抽出など、市町がデータを効果的に活用するためのモデルを作成しました。

また、林業事業者が詳細な森林資源情報や精度の高い地形データを活用して施業が実施できるよう、活用方法に関する研修等を実施し、森林クラウドの導入促進を図りました。



航空レーザ測量データから作成した赤色立体図

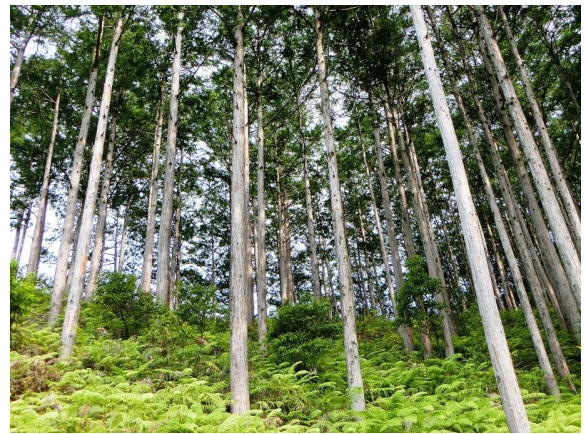
（3）森林の公有林化等による公的管理

特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化等、公的な管理を促進します。

県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

【令和元年度の取組】

赤羽県行造林において主伐を実施するため、最新の地上レーザ計測装置を活用した森林調査を実施するとともに、土地所有者との調整を行いました。



赤羽県行造林

（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究

森林整備による土砂流出や流木発生抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【令和元年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業の事業効果検証のため、令和元年度より以下の調査を実施しています。

- ① 山腹部における調整伐後の斜面安定効果を検証するための樹木根系による斜面安定効果調査
- ② 山腹部、溪岸部における調整伐の成長促進効果等を検証するためのドローンを用いた森林モニタリング調査
- ③ 溪流部における危険木除去による流木

発生抑制効果を検証するための整備森林における危険木発生状況調査

このうち、令和元年度は、スギ、ヒノキ根系の引き抜き抵抗力調査、土砂移動量調査、調整伐前後のドローン空撮とドローンによる森林モニタリング技術開発、過去に危険木除去を行った溪流部の現況調査、溪流部において危険木の発生・流失をモニタリングするための固定試験流域の設定などを行いました。



樹木根系引き抜き抵抗力調査

Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和元年度目標 (2019年度)	令和元年度実績 (2019年度)	令和10年度目標 (2028年度)
県産材素材生産量	398千m ³	406千m ³	430千m ³
林業人材育成人数(累計)	60人	88人	645人
製材・合板需要の県産材率	47.0%	47.0%	60.0%

【令和元年度評価】

(1) 県産材素材生産量

令和元年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、また県産材の需要拡大を図るため、工務店、建築士等と連携した、三重の木等をPRする取組や、林業・木材産業事業者のネットワーク化に向けた交流会の開催などを行いました。

これらの取組等により県産材の素材生産量は、前年度から11千m³増加して、406千m³となりました。

木材の用途別の生産量では、県内大型合板工場への県産材の供給に取り組んだ結果、合板用が58千m³(対前年比126%)と前年に引き続き増加するなど、合板用原木やバイオマス燃料等となる価格の安いB・C材の需要が増加しています。

一方、住宅着工戸数の減少等により建築用材となる製材用は184千m³(対前年比90%)に減少しており、価格の高いA材の需要獲得に取り組んでいく必要があります。

今後は、引き続き工務店や建築設計士等と連携した県産材の魅力のPRを行うとともに、公共建築物等の非住宅分野についても、県産材の採用に向けた取組を拡大していきます。

また、森林環境譲与税の導入に伴い、需要拡大が見込まれる都市部での木材需要獲得に向け、首都圏の公共団体等への働きかけを行うとともに、海外での県産木製品の魅力を伝えるため見本市でPR活動を行うなど、付加価値の高い製品による新たな販路を開拓していきます。

指標：県産材素材生産量



(2) 林業人材育成人数

みえ森林・林業アカデミーにおいて実施した「ディレクター育成コース」、「マネージャー育成コース」、「プレーヤー育成コース」の基本コース、林業体験コース、市町職員を対象とした「市町職員講座」のほか、従来から行っている自伐型林業活動の促進等により、88人の林業人材を育成しました。

今後も引き続き、新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を確保・育成していくため、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、充実した教育環境を実現するための拠点整備や、子どもから大人までを対象として人材育成を行うための新たな体制づくりに向けた準備を進めていきます。

(3) 製材・合板需要の県産材率

県内の製材工場に対して県産材の取扱割合を増加させるよう促すとともに、大型合板工場に安定的に県産材を供給できるよう、安定供給対策事業等に取り組んだ結果、製材・合板需要の県産材率は、前年度から1.3%増加して47.0%となりました。

今後も製材工場の県産原木の取扱割合を増加させるよう取組を進めるとともに、合板についても、地域の需給調整会議において情報共有を行うなど、さらなる原木の安定供給体制の整備に向けた取組を進めていきます。

Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展

【基本施策 2 - (1)】

林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を活性化するため、循環型林業の実現に向けた取組を進めるほか、施業の集約化や基盤整備等による生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけや、新たな森林管理システムに基づく、意欲と能力のある林業経営者への再委託等により、施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。

また、森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。

【令和元年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るとともに、期間が満了する計画の更新を促進するため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者や林業事業者の計画作成を支援した結果、令和元年度末時点での森林経営計画の作成面積は44,610haとなりました。

また、林業経営の集積・集約化の受け皿として、15事業者を意欲と能力のある林業経営者に選定・公表し、県内の24市町において経営管理実施権の設定が可能になりました。

(2) 多様な原木の安定供給体制の構築

製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに、地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。

また、中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分

離等による原木流通の効率化や低コスト化を図ります。

【令和元年度の取組】

林業の持続的な発展を図るため、搬出間伐や森林作業道の整備、特用林産振興施設の整備に対する支援等を行いました。

また、県内5か所で稼働している木質バイオマス発電所への木質チップ燃料の供給に加え、平成30年3月に大型合板工場が県内で操業を開始したことから、これらの施設に対して原木(B材・C材)を安定的に供給するため、原木市場における木材集出荷施設の整備や搬出間伐、路網整備等に支援しました。

さらに、効率的な木材の流通体制の構築を図るため、地域の製材工場間の水平連携に向けた勉強会を開催しました。

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化

素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道などの路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。

また、航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、原木流通システムのICT化を進めることで林業のスマート化を図ります。

【令和元年度の取組】

令和元年度は林道事業により、林道開設12路線16工区の整備を実施しました。



林道開設 鶴ガ坂線(度会町)

また、令和元年台風10号等により被災した林道施設の復旧を支援しました。

さらに、造林事業等により、森林作業道60,183mを開設するとともに、高性能林業機械2台の導入を支援することで、搬出コストの低減を促進しました。

加えて、林業のスマート化の実現に向けて、津市、伊賀市、名張市地内において、398.2km²の航空レーザ計測及び森林資源解析を実施したほか、大台町及び尾鷲市、紀北町地内において244.9km²の航空レーザ計測（森林資源解析は令和2年度に実施予定）を実施しました。

（４）多様な収入源の創出

林業だけでなく、農業や観光業、自然体験などさまざまな業種を複合的に組み合わせた中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。

また、森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した新商品の開発等を促進します。

【令和元年度の取組】

令和元年度には、前年度の「ウッドデザイン賞2018」において林野庁長官賞を受賞した宮川森林組合の広葉樹資源を活用した商品開発の取組について、首都圏等でPRを行いました。

また、津市と県の関西事務所が連携して、美杉地域の森林を映像と音と匂いで再現した森林セラピーの疑似体験講座を大阪市内で開催するなど、森林資源の有効活用によって地域の魅力をPRする取組が進められています。

（５）特用林産の振興

安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。

また、きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこ等の情報提供を行います。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、安全安心な県産きのこの普及を図るため、県内各地で開催されるイベントにおいて、キクラゲやハタケシメジ等のPRを行いました。

また、林業研究所では、食嗜好の変化や健康に対する意識の高まりなどに対応するため、おいしく、機能性食品素材としても活用が期待されるササクレヒトヨタケについて、安定栽培技術の開発に取り組みました。



ササクレヒトヨタケ安定生産技術の開発

（６）効率的な林業生産活動のための研究

育林コストを下げるため、初期成長がよいとされるスギ・ヒノキエリートツリーなど、コンテナ苗等の育苗技術や早生樹の育林技術の確立に取り組みます。

また、安全で効率的な木材生産を行うための森林作業道の作設技術や、林業機械を使用した作業システムの開発に取り組みます。

【令和元年度の取組】

林業研究所では、三重県における重要な原木流通拠点の1つである原木市売り市場において、市況や流通在庫量の変動で生じる不要な流通コストを最小化し、原木取引を円滑化することを目的として、原木市売り市場が主体となって、木材の供給者である川上（山主）と需要者である川下（買主）の原木需給情報を集約し、マッチングするシステムの検討を行っています。

令和元年度は、尾鷲地域における原木市

売り市場の流通実態を把握するため、市売り状況調査や市場の利用者（山主と買主）を対象とした聞き取り調査を実施しました。

その結果、周辺地域の材を集約し、近隣府県を含め、他地域へ流通させている当市場の実態と役割が確認できました。

【基本施策2－（2）】

森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うため、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みます。

また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくりを進めます。

（1）林業の担い手の育成・確保

林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や都市部の既就業者等の就業希望者等に対して林業への就業等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。

また、「みえ森林・林業アカデミー」では、新たな視点や多様な経営感覚及び科学的な知見を備える人材を育成するため、職場における役割や生涯を通じたキャリアデザインに対応する充実したカリキュラムを実施していきます。

【令和元年度の取組】

林業の新規就業者の確保を図るため、首都圏等での就業・就職フェア等において、林業就業希望者等に対して相談対応等を行ったほか、高校生への林業職場体験研修（3校）を実施しました。

<新規林業就業者数の推移>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
人数	41	49	36	38	37

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、各種講座を開催したところ、基本コースの「ディレクター育成コース」、「マネージャー育成コース」、「プレーヤー育成コース」の3コースには、30名が県内外から参加し、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を取得する「特殊伐採初級講座」や「ドローン活用講座」等の選択講座には、延べ177名の方々の参加がありました。

（2）地域を担う多様な人づくり

林業は中山間地域の仕事の場の創出や定住促進など、地域を活性化するために欠かすことができない産業であることから、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。

また、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう苗木生産や木工分野等において福祉事業所との連携等に取り組みます。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、「みえ森林・林業アカデミー」のディレクター育成コースにおいて、受講生10名が森林・林業・木材産業の先進事例をはじめ、経営や安全、環境、地域経済の活性化等の幅広い分野について学びました。2年目に進んだ受講生4名は、地域や組織の課題解決や商品開発、新たなビジネス創出の仕組みづくりなどのプロジェクトに取り組むこととしています。

また、社会福祉施設で製作している木工品の部材全てを障がい者自らが加工できるよう地域の木工家と連携し、手法の検討や治具等の作成に必要な資材の調達を支援したほか、苗木生産分野での講師招聘への支援や林業事業体等を対象に社会福祉施設との連携に向けた意見交換会を開催しました。

（3）林業事業体の育成と経営力の向上

地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。

森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や「みえ森林・林業アカデミー」等による人材育成を通じて、事業者の育成・確保を図ります。

【令和元年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業者が樹立する、労働環境の改善や事業の合理化などを図るための「改善計画」について、新たに3事業者の認定を行いました。この結果、令和元年度末現在、47の事業者が知事による「改善計画」の認定を受けています。

【基本施策2－(3)】

県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅建築をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、県産材の信頼性の向上や木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築などを進めます。

(1) 県産材の需要拡大

県産無垢材の表面品質の高さや、尾鷲ヒノキ、波瀬地域のスギなど県内のブランド材の魅力をアピールし、付加価値の高い製品の販売展開を促進します。

また、生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる体制の整備を検討するとともに、木材の輸出を促進するため、中国、韓国、台湾などにおけるニーズの的確な把握や、輸出用原木・製品の安定供給に向けた取組を促進します。

【令和元年度の取組】

尾鷲ヒノキのブランド力の向上に向け、尾鷲林政推進協議会の一員として、ブランド基準の作成及び商標登録に関する勉強会の開催などに取り組み、令和元年12月に「尾鷲ヒノキ林業より産出された木材」マーク

の商標を取得しました。

また、中国への内装材等の輸出に向け、広州市で開催された国際展示会に出展し、県産材の展示PRを行うとともに、来場者向けのセミナーで県産ヒノキとその利用事例についてPRを行いました。

さらに、韓国のソウルで開催された建築・インテリア関係の博覧会へ出展し、県産材の展示PRを行いました。



広州 設計選材博覧会（中国）



東亞展覽建築・インテリア博覧会（韓国）

(2) 信頼される県産材の供給の促進

木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJAS材の普及による県産材の品質向上に努めます。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」への対応など、県産材の合法性確保に向け、FSC等の認証制度の普及促進を図るなど、関係事業者への情報発信を進めるとともに、製材品を必要な時に必要な量だけ納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外材・県外産材から三重県産材への転換に向けた取組を促進します。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等、良質な県産材の普及を促進するため、建築関係者や木材関係者が参加する研修会において、県内の木材製品等の紹介を行いました。

また、研修会等を通じて、中大規模木造建築物等において求められる「定時・定量・定質」に対応が可能な木材の供給体制の構築に向けた気運を醸成するとともに、中小製材工場間の水平連携に向けた取組を推進しました。

（３）住宅建設における木材利用の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。

また、今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。

【令和元年度の取組】

住宅等における「三重の木」等の需要拡大を図るため、工務店、建築設計士等と連携し、消費者に県産無垢材等の良さをPRするイベントを7回開催しました。

また、木材の利用側と供給側のマッチングを図り、県産材利用の新たな流れを作るため、木造住宅建築に関わる川上（素材生産等）から川中（製材・流通）、川下（建築設計）に至る幅広い関係者による交流会を開催し、A材のサプライチェーンの構築に努めました。



三重の木PRイベントの開催（松阪市）

（４）中・大規模施設等の木材利用の促進

CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。

また、建築基準法の改正や森林環境譲与税の導入を契機に都市域において公共施設等における木材利用が進むことが想定されることから、このような動きを見据え、事業者等と連携して発注者に対する働きかけを進めます。

【令和元年度の取組】

都市部での公共建築物等における木材利用の増大が見込まれることから、首都圏の建築・建材関係の展示会等への出展（2回）や、自治体及び建築関係者等への訪問等によるPRなど、首都圏における新たな木材需要の獲得に向けた取組を進めました。

なお、公共建築物等における県産材の利用実績は、県が整備した鳥羽警察署和具警察官駐在所（志摩市）において8.7m³、松阪市立春日保育園（松阪市）や久居アルスプラザ（津市）など、市町等が整備した15施設において655.7m³となりました。



松阪市立春日保育園（松阪市）

また、中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の相談や提案ができる建築士を養成するため、県内の建築士を対象に、中大規模の木造設計に必要な知識・技術を習得するための講座「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、一級建築士11名が本講座を修了しました。



三重県中大規模木造建築設計セミナー

さらに、民間事業者における自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「木づかい宣言」事業者登録制度の普及に取り組みました。

（５）持続的な木質バイオマス利用の推進

地域林業の活性化や森林保全につながる未利用間伐材などの有効活用を図るため、県内木質バイオマス発電や熱利用など、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

また、効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進め、地域活性化にも資する木の駅プロジェクトを推進するなど、木質バイオマスの地産地消を促進します。

【令和元年度の取組】

県内では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく認可を受けた木質バイオマス発電所が5基稼働しています。

令和元年度は、木質バイオマスを供給する事業者の高性能林業機械の導入に支援を行うなど、木質バイオマスの安定供給体制づくりを進めました。

また、間伐材などの未利用材等を木質バイオマス等として有効活用するため、市町や森林組合、NPOなどと連携して「木の駅プロジェクト」の取組を推進しました。

その結果、令和元年度は、県内7地域の「木の駅プロジェクト」から、約5,000tの未利用材等が出荷されました。



木質バイオマス発電所（松阪市）

（６）新製品・新用途の研究・開発の促進

県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。

また、県内の林業事業者や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【令和元年度の取組】

林業研究所では、大径化の進むスギ丸太の有効利用法のひとつとして、幅広の厚板を用い、住宅の床に1階の天井と2階の床を兼ねることで、施工性を向上させるとともに耐震性の高い床構面の開発を行っています。

令和元年度は、本実加工を施した厚さ30mm、幅210mm、長さ2700mmのスギ厚板を、釘とパネル用ビスで梁や桁に直張りし、栈木で補強した床構面を作製し、床倍率の評価を行った結果、高い耐震性を示しました。

今後は、実用化に向け、さらに改良を進めていく予定です。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和元年度目標 (2019年度)	令和元年度実績 (2019年度)	令和10年度目標 (2028年度)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,488千人	1,533千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	11市町	12市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	120人・団体	127人・団体	300人・団体

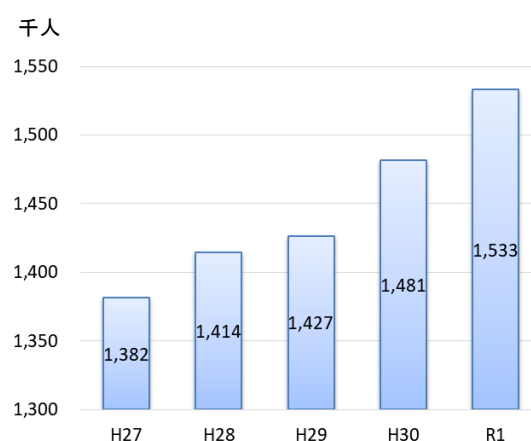
【令和元年度評価】

(1) 森林文化・自然体験施設等の利用者数

令和元年度には「三重県民の森」や「上野森林公園」、「横山ビジターセンター」、「鳥羽ビジターセンター」などの、森林文化や自然を体験することができる施設を利用した人は、1,533千人となりました。

森林を社会全体で支える環境を作るためには、森林をはじめとする自然環境の大切さを認識する必要があり、今後も利用者の増大に向けて、利用しやすい施設とするための環境整備や、自然観察会の開催などに取り組みます。

指標：森林文化・自然体験施設等の利用者数



(2) 森林環境教育支援市町数

令和元年度は、「みえ森と緑の県民税」を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、また、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組などが各市町で実施され、森林環境教育に取り組んだ市町は12市町となりました。

今後とも、市町における森林環境教育を促進するため、プログラムの提案や指導者のあっせんなど森林環境教育に取り組みやすい環境づくりを進めます。

(3) 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数

令和元年度末の「森のせんせい」登録者に、みえ森林づくりサポートセンターで開催した指導者養成研修で養成した「森のせんせい候補生」を加えた結果、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数は、127人・団体となりました。

今後とも、森林環境教育・木育指導者養成講座のカリキュラムの充実を図るとともに、放課後児童クラブの指導員など、新たな主体が森林環境教育・木育に取り組むよう働きかけを進めていきます。

Ⅲ 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興

【基本施策 3 - (1)】

森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組など、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 森林の文化的価値の保全及び活用

県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。

また、森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていることなど、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、みえ森と緑の県民税を活用して、小中学生を対象とした「こども森の写真教室」を開催しました。また、「第6回みえの森フォトコンテスト」では、子ども達から100作品の応募があり、優秀作品は県公共施設やショッピングセンターなど県内各地で展示を行いました。



第6回みえの森フォトコンテスト

(2) 森林文化の体験と交流の促進

三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツアーの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの

誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。

【令和元年度の取組】

伊勢志摩国立公園エコツアーリズム推進協議会と連携し、一次産業と体験事業を組み合わせた観光コンテンツを造成するため、地域の一次産業を学ぶガイドブックを作成しました。また、自然公園内の園地や自然歩道等において、自然観察ツアー等を5回開催しました。



自然観察ツアーの開催

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

【令和元年度の取組】

県では、自然環境保全団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するため、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けています。

令和元年度末時点での、みんなで自然を守る認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は38団体となっています。

令和元年度は、里山林の保全管理や森林資源の活用を行う活動団体に支援する、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」を活用して、11の活動団体が20haの森林整備や竹林整備を実施しました。

また、暮らしに身近な森林づくりを推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、桑名市など、5市町で里山や竹林の整備が行われました。



里山再生・竹林整備推進事業（桑名市）



みんなの里山整備活動推進事業（伊賀市）

（４）森林文化の継承

伊勢神宮や熊野古道など、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。

木を活用する伝統産業など「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、公益社団法人 三重県緑化推進協会による緑地等適正管理事業として、日本樹木医会三重県支部の協力を得て、市町等の要請に応じ、松阪市小片野町のシダレザクラや津市美杉町のオハツキイチョウ

など14市町(21箇所)で、巨樹・古木や学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。

【基本施策3－（２）】

森林環境教育・木育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽にふれあえる環境の整備や学習機会の提供、森林環境教育等の指導者の育成等を行います。

（１）森林環境教育・木育に関わる「人づくり」

県民の皆さんの森林の公益的機能や木育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。

また、豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林環境教育・木育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップや、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

【令和元年度の取組】

津市白山町の林業研究所内に設置した「みえ森づくりサポートセンター」において、森林環境教育・木育や森づくり活動に関する相談対応や森林環境教育活動のコーディネート、出前授業、指導者の育成（指導者養成講座の開催）など、森林環境教育の指導者を育成するための講座を開催しました。

（２）森林環境教育・木育に関わる「場づくり」

県民の皆さんが、気軽に森林・林業に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して森林環境教育・木育の場の設置や確保を進めます。

また、森林環境教育・木育を受ける機会を増やすため、森林公園などを活用した体験活動の充実や放課後児童クラブ、幼稚園や保育園での森林環境教育・木育のプログ

ラムの充実、森林や自然体験を重視した野外体験保育の取組の拡大に努めます。

【令和元年度の取組】

「三重県民の森」及び「上野森林公園」では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れなどを進めるとともに、令和元年度は、三重県民の森で145回、上野森林公園で125回の自然観察会等を開催したほか、各種研修会などに活用しています。

また、市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、多気町など13市町が教育施設に木製備品を導入する等、森と人をつなぐ学びの場づくりに取り組みました。



中学校美術室・技術室机・椅子整備事業（川越町）



木とふれあう学校環境づくり事業（尾鷲市）

（3）森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

学校における森林環境教育・木育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、段

階的な教育をサポートする取組を進めます。

また、森林環境教育・木育を通じて、地域の未来を担う人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図ります。

【令和元年度の取組】

みえ森づくりサポートセンターにおいて、森林環境教育・木育や森づくり活動に関する相談対応や森林環境教育活動のコーディネート、出前授業、指導者の育成（指導者養成講座の開催）などを行っています。

令和元年度は、森林環境教育の指導者を育成するための講座を8回開催するとともに、県内の小学校など9校で、森林環境教育の活動支援（出前授業）を行いました。

市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、「津市環境教育事業」（津市）や「森と緑の環境教育事業」（紀宝町）など、小学生や住民を対象とした森林・林業について学習や体験できる取組が実施されました。

県では、多くの県民に楽しみながら森林や自然に対する理解や関心を高めてもらうため、12月7日にみえこどもの城（松阪市）で「みえ子ども森の学びサミット」を開催しました。



津市森林環境教育事業（津市）

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和元年度目標 (2019年度)	令和元年度実績 (2019年度)	令和10年度 (2028年度)
森林づくり活動への参加団体数	115団体	116団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数(累計)	8者	10者	80者
三重の森林づくりへの関心度	32.0%	64.1%	50.0%

【令和元年度評価】

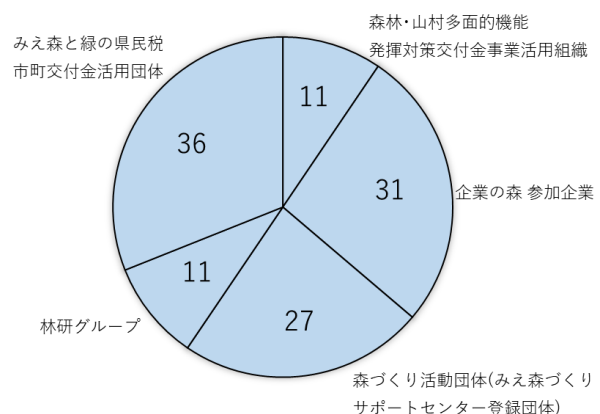
(1) 森林づくり活動への参加団体数

令和元年度は、県民による森林づくりを活性化するため、みえ森づくりサポートセンター登録団体や、みえ森と緑の県民税を活用する団体の活動を支援しました。

さらに、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進に取り組んだ結果、「森林づくり活動への参加団体数」は116団体となりました。

今後とも、森林づくりを社会全体で支えていくため、森林ボランティア等への必要な情報提供・技術支援を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援していきます。

指標：森林づくり活動への参加団体数



(2) 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数

観光業界や飲食店などに働きかけを行ったところ、「新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数」が9者増加し、令和元年度末時点で10者となりました。

今後とも、民間事業者等による県産材の積極的な利用を通じて、県内全域に「木づかい」を広げていきます。

(3) 三重の森林づくりへの関心度

「三重の森林づくりへの関心度」をアンケート調査によって測ったところ、目標値を大きく上回る64.1%の方が「関心がある」と回答しました。

今後とも、県の行う森林・林業施策への関心を高め、県民の意識醸成に向けた取組を進めていきます。

Ⅳ 基本方針 4 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

【基本施策 4 - (1)】

県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境を整備します。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、みえ森づくりサポートセンターを核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。

また、企業の森活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民や学校との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。

【令和元年度の取組】

森林づくりを社会全体で支えていくた

め、御浜町と紀宝町において、新たに2件の「企業の森」の協定が締結され、企業による森林整備が進められています。

(2) 緑化活動の促進

県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して、「緑の募金活動」を実施したほか、新聞や県広報等を活用し、緑化意識の啓発を行いました。

また、公益財団法人 日本さくらの会の助成事業を活用し、名張市など県内2箇所に桜の苗木を計175本配布しました。

<「企業の森」の実績>

区分	企業名	面積(ha)
平成18年度	シャープ(株)三重工場(多気町), (株)百五銀行(津市), トヨタ車体(株)(いなべ市), プリマハム(株)(伊賀市)	12.2
平成19年度	全労済三重県本部(津市), 損害保険ジャパン日本興亜(株)(津市), ネットトヨタ三重(株)(松阪市), シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市), (株)LIXIL(伊賀市)	12.9
平成20年度	(株)百五銀行(津市), 三重中央開発(株)(伊賀市), 北越紀州製紙(株)紀州工場(熊野市), 四日市西ライオンズクラブ(菟野町), エレコム(株)(尾鷲市)	31.4
平成21年度	三菱重工業(株)冷熱事業本部(紀北町), 住宅情報館(株)(松阪市), JAバンク三重(津市、名張市)	21.8
平成22年度	中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菟野町), 住友理工(株)(松阪市), 清水建設(株)(松阪市), NTN(株)桑名製作所(桑名市), 津商工会議所(津市), (株)百五銀行(津市), 横浜ゴム(株)三重工場(大紀町), NTT西日本(株)三重支店(津市)	51.6
平成23年度	(株)第三銀行(松阪市), エレコム(株)(志摩市)	13.3
平成24年度	(株)東芝(四日市市), テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市), トヨタ車体(株)(いなべ市), (株)百五銀行(伊勢市), 生活協同組合コープみえ(津市)	20.6
平成25年度	JAバンク三重(津市)	0.5
平成26年度	味の素AGF(株)(亀山市), 東洋ゴム工業(株)桑名工場(東員町), (一財)セブンイレブン記念財団(津市), (株)エイチワン(亀山市), 北越紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町)	22.0
平成27年度	楽天(株)(菟野町), JAバンク三重(大台町)	3.3
平成28年度	東邦ガス(株)(大台町), 本田技研工業(株)(亀山市)	3.2
平成29年度	トヨタ車体(株)(いなべ市), (株)コマダ(菟野町), JAバンク三重(菟野町), 井村屋グループ(株)(津市)	22.6
平成30年度	(公財)イオン環境財団(松阪市), (株)百五銀行(多気町), (株)ホンダロジスティクス(菟野町), JAバンク三重(大紀町), (株)エイチワン(亀山市), (株)NTTドコモ東海支社(菟野町)	13.6
令和元年度	(株)宇城組(御浜町), 北越コーポレーション(株)紀州工場(紀宝町)	13.6
計	55箇所	242.6

【基本施策4－(2)】

木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

(1) 暮らしの中での木づかいの促進

家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めるとともに、県産の木製玩具や遊具等の活用を促進する取組を進めます。

【令和元年度の取組】

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」と位置付けており、これらを体験できる場として、県内のイベントなどに出展する「ミエトイ・キャラバン」を20回実施しました。



ミエトイキャラバンの開催

(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。

【令和元年度の取組】

民間事業者による自発的な木づかいの取

組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「木づかい宣言」事業者登録制度を推進した結果、新たに9事業者が登録しました。



三重県「木づかい宣言」登録書 授与式

<三重県「木づかい宣言」登録事業者一覧>

番号	登録日	事業者名
1	H30.11.8	ネットヨタ三重株式会社
2	R1.5.13	磯部わたかの温泉 風待ちの湯 福寿荘
3	R1.8.2	有限会社 大村建設
4	R1.11.20	株式会社ブルック
5	R1.11.20	新緑茶房 名古屋店
6	R1.12.23	参代 きく水
7	R1.12.24	鳥羽国際ホテル
8	R1.12.24	NEMU RESORT
9	R1.12.27	井村屋株式会社
10	R2.3.23	志摩クリエイターズオフィス

【基本施策4－(3)】

三重のもりづくりの意識の醸成

県民の皆さんの三重のもりづくりに対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画や積極的な木材利用につなげる取組を行います。

(1) 三重のもりづくり月間の取組

森林づくりや木づかいの意義を県民で共

有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【令和元年度の取組】

令和元年度は、紀北町と連携して「海と山と人をつなぐ植樹祭～尾鷲ヒノキの森をつくろう～」を開催しました。

植樹祭では県民約90人が参加し、伝統的な密植という方法でヒノキの苗木を植樹しました。

また、今回の植樹祭は天皇陛下ご即位記念植樹祭と位置づけ、ソメイヨシノの記念植樹と記念標柱の除幕式も実施しました。



海と山と人をつなぐ植樹祭

V 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題等を考慮して計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を6つの「重点プロジェクト」と位置付け、プロジェクトごとに成果指標を設け、目標年次を令和元年度から起算して5年目の令和5（2023）年度として、その進捗管理を図ることとしています。

1 緑の循環プロジェクト

成果指標	皆伐後の更新率
令和5年度(2023)	100%

【プロジェクトの概要】

森林の多面的機能を維持するためには、「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環のサイクルを確実なものとする必要があります。植栽本数や下刈り回数を見直しを行うほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムやコンテナ苗の導入など、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めつつ、ニホンジカによる食害対策など、的確な獣害対策を講じる必要があります。

このため、市町と連携し、伐採箇所について、衛星デジタル画像等を用いた伐採状況の確認や確実な更新に係る状況把握に努めるとともに、一貫作業システムやコンテナ苗等の導入、ICT等を用いたニホンジカ捕獲のモデル実施と技術普及などを進めることとしています。

【令和元年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「皆伐後の更新率100%」の達成に向けて、みえ森と緑の県民税を活用した森林再生力強化対策事業において、森林所有者等が行う獣害防護柵の設置に対する支援を強化するとともに、これら獣害防護柵設置箇所周辺において取り組むICT等を用いたニホンジカ捕獲のモデル実施と技術普及に取り組みました。

また、伐採や植栽作業の効率化を図るため、ドローンを活用した集材架線の架設や苗木運搬をモデル的に実施し、成果を普及

するための工程調査を行いました。

今後も、こうした取組を継続するとともに、伐採及び伐採後の造林の届出制度の的確な運用等を促進し、皆伐箇所の確実な更新を図っていきます。

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

成果指標	災害緩衝林整備事業実施数 (累計)
令和5年度(2023)	150箇所

【プロジェクトの概要】

県では、「みえ森と緑の県民税」を活用し、崩壊土砂流出危険地区内の溪流沿いの一定幅の森林を「災害緩衝林」として整備することで、災害発生時の土砂や流木の流下を緩和軽減する機能を高めるほか、豪雨等によって流出する恐れのある異常に堆積した流木や土砂等の撤去を進めています。

しかしながら、全国的には豪雨災害による土砂や流木による被害が頻発しており、本県においても現在の取組を拡充・強化し、災害に強い森林づくりをより一層進め、災害への備えを高める必要があります。

このため、プロジェクトでは、災害緩衝林の整備及びその効果検証、流木捕捉式ダム等の設置を検討するとともに、流域全体の防災機能を強化するため、災害緩衝林整備区域の隣接地などで、崩壊による土砂流出の危険性が高い箇所で行う森林整備を進めることとしています。

【令和元年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「災害緩衝林整備事業実施数 累計150箇所」の達成に向けて、13市町、30カ所において、流木となる恐れのある危険木3,251m³の除去と、溪流沿いの山腹で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐107haを実施しました。

また、災害緩衝林整備事業の実施箇所周辺において、根系や下層植生の発達を促進する森林整備を実施するとともに、イベント等におけるパネル展示やHPでの事業紹

介などによって、災害に強い森林づくりの取組をPRしました。

今後も、これらの取組を継続するとともに、航空レーザ測量の成果を活用して、優先的に整備すべき森林を抽出するなど、効率的な森林整備に取り組んでいきます。

3 次世代型森林情報活用プロジェクト

成果指標	航空レーザ測量面積(累計)
令和5年度(2023)	1,200km ² (12万ha)

【プロジェクトの概要】

航空機から地上にレーザを照射して地上の状態を詳細に計測できる測量技術が開発され、これを森林資源情報把握に応用できることが明らかとなってきました。

この技術を活用し、森林資源や地形の詳細な情報を把握することで、計画的な森林経営や未整備森林の抽出、地形解析による災害の発生危険地評価等への応用が可能となっています。

このため、航空レーザ測量によって正確かつ詳細な森林資源情報を把握し、その解析結果を県の森林クラウドシステムに搭載することで、市町や林業事業者が正確かつ客観的なデータに基づいた効果的・効率的な森林整備を進めることを促進します。

【令和元年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「航空レーザ測量面積 累計1,200km²」の達成に向けて、津市、大台町、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町の6市町において、643.1km²の測量を実施しました。

また、航空レーザ測量の成果を効果的に活用するための手法等について、市町からの聴き取り結果等をふまえて検討し

- ・森林の現況把握
- ・意向調査優先地域の選定
- ・森林ビジョン策定
- ・森林境界明確化
- ・森林の収益性判断
- ・路網計画の策定
- ・危険木の抽出

など市町が航空測量データを効果的に活用するためのモデルを作成しました。

今後も、着実に航空レーザ測量を進めるとともに、解析結果を森林クラウドシステムに搭載し、市町や林業事業者がスムーズに情報を活用できるよう取り組んでいきます。

4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト

成果指標	みえ森林・林業アカデミー 受講者数(累計)
令和5年度(2023)	120人

【プロジェクトの概要】

平成29年3月に策定した「三重県林業人材育成方針」をふまえ、新たな視点や多様な経営感覚を持って森林・林業を取り巻く厳しい状況を打開し、さらには、地域振興の核となる人材の育成を実現する新たな林業人材育成機関として、平成31年4月に「みえ森林・林業アカデミー」本格開講しました。

アカデミーでは、林業に従事する方々が、その組織において果たすべき役割に応じた3つの育成コース(ディレクター、マネージャー、プレーヤー)を設定し、働きながら学ぶシステムを特徴としています。

また、森林経営管理法の制定など、森林林業行政における市町の役割がますます重要となっていることから、市町職員の人材育成を支援します。

【令和元年度の取組と今後の方向性】

みえ森林・林業アカデミーの基本コースである「ディレクター育成コース」、「マネージャー育成コース」、「プレーヤー育成コース」には、県内外から30名の方々が参加しました。

また、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を取得する「特殊伐採初級講座」や「ドローン活用講座」など、ニーズに応じた専門性の高い技術を習得するための選択講座には、延べ177名の方々が参加しました。

今後も引き続き、森林・林業アカデミーの講座がより魅力的なものとなるようカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、充実した教育環境の実現に向け、新たな拠点となる施設の整備等に取り組んでいきます。

5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

成果指標	競争力強化の取組数(累計)
令和5年度(2023)	5取組

【プロジェクトの概要】

本県では、平成30年3月に紀伊半島初となる大型合板工場が操業を開始するとともに、複数の木質バイオマス発電所が稼働するなど、合板用のB材や木質バイオマス燃料用のC材の大口かつ確実な需要が見込まれています。

これらB・C材は、主に木材の中で最も収益性の高い製材用等のA材に付随して生産されることから、B・C材を安定的に供給し、素材生産量を増大させるためには、A材の安定的な生産と流通が必要です。

このため、製材用原木と製材品を対象とし、これらの需要拡大に向けて意欲と能力のある素材生産業者や木材市場、製材事業者等が主体的かつ積極的に販路を開拓するとともに、事業者の競争力(品質、安定供給、営業力等)を強化するためのサプライチェーンの構築や人材育成を進めます。

【令和元年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「競争力強化の取組数5取組」の達成に向け、県内事業者によるサプライチェーン推進フォーラムの立ち上げを目的とした製材事業者への聞き取り調査等を実施しました。

また、建築士等を対象とした中大規模木造建築設計セミナーを開催し、公共建築物等の木造設計を担うことができる人材の育成に取り組みました。

さらに、県産材の輸出促進を図るため、中国及び韓国で開催された展示会に出展

し、県産材の意匠性の高さ等をPRしました。

今後も、こうした取組を継続し、新たなサプライチェーンの構築や中大規模木造施設の建築促進、県内で生産される優良材の輸出促進等につなげていきます。

6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

成果指標	みえ木育ステーション認定数(累計)
令和5年度(2023)	29箇所

【プロジェクトの概要】

本県では、平成18年度から「森林環境教育」を、平成27年度からは新たに「木育」を推進しており、平成28年度にはこれらの取組をより一層拡充するため「みえ森づくりサポートセンター」を開設し、「森のせんせい」をはじめとする森林環境教育指導者の育成のほか、森林ボランティアの育成、木育イベント「ミエトイ・キャラバン」を展開しています。

このような取組を進める中、地域に密着した活動が必要となっているほか、野外体験保育や乳幼児期から木に触れる体験などの対象を未就学児にも広げて欲しいといった声や、木製遊具や玩具に常時触れ合える場所の設置を求める声が上がっています。

このため、県内の既存施設に森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を整備するとともに、整備された施設において森林環境教育・木育活動を展開するためのソフト面についてもサポートすることとしています。

【令和元年度の取組と今後の方向性】

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で開催されるイベントなどに出展する「ミエトイ・キャラバン」を20回実施しました。

また、森林環境教育・木育のめざす姿を県として整理した「みえ森林教育ビジョン」を令和2年度に策定することとなったことから、このビジョンを実現するための

ツールとなる「みえ木育ステーション」の認定制度について検討を行いました。

今後は、みえ森林教育ビジョンの策定後に認定制度の運用を開始し、制度を活用して木製遊具や玩具等に常時触れ合える場所を県内各地に整備するなど、森林環境教育・木育の更なる推進に取り組んでいきます。

參考資料

I 三重の森林づくり条例

平成17年10月21日
三重県条例第83号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策

を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林環境教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
- 3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図られるよう努めなければならない。

- 2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努

めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりに必要と認められることにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全

に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

Ⅱ 用語説明

ア 行

● ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、IT の概念をさらに一歩進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーション（ネットワーク通信による情報・知識の共有）の重要性を加味した言葉。

● ESG投資

環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。ESG は、環境、社会、企業統治の英語の頭文字を合わせた言葉。

● 一貫作業システム

伐採と連続して地拵えを行った後、植栽を行う作業システムのこと。伐採時に使用した機械を使うなどして地拵えから苗木の運搬、植栽までの工程を省力化することで、全体としての育林作業コストの縮減が可能となる。

● A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

● エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことをめざす考え方。

● SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。持続可能な森林経営は重要な課題の一つとされ、森林は、同サミットで採択された17のSDGsの多くに関連している。

● NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

● エリートツリー

成長や材質等の形質が特に優れたものとして選抜された精英樹の中から、優良なもの同士を人工交配等によりかけ合わせて育苗し、その中から、さらに優れた個体を選抜・検定したもの。上長成長や肥大成長が旺盛で、施業の効率化と育林コストの削減が可能になると期待されている。

カ 行

● 階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層（コケ層）、地中層といった垂直的な層構造のこと。

● カスケード利用

木材を建築用材や合板などのマテリアル利用から、木質バイオマス燃料用チップや薪などのサーマル利用に至るまで多段階に利用すること。

●架線集材

空中にワイヤーロープを張り、集材機を使って、伐り出した木を集積場まで安全に吊るして運ぶ方法。

●環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

●間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所（木の駅）まで運び出した木材を地域通貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活性化にもつながる点で注目されている。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●航空レーザ測量

航空機から地上にレーザを照射して地上の変化を詳細に計測できる測量技術のこと。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッド ： 伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤーダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

●構造の豊かな森林

平成 29 年 3 月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の 4 項目から成る森林のこと。

- ①人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ③高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く切った単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を 90° 互い違いに重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔（キャビティ）の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器（コンテナ）によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

サ 行

●再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

●再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

●里海

漁業活動などの形で人手が加わることによって生物多様性と生産性が高くなった沿岸の海のこと。

●里地里山

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域。樹林地、農地、湿地等により構成され、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路など保全対象への影響が大きいとして県が選定した地区のこと。

●GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、さまざまな比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●CLT

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するよう重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造などと比べて軽量なことも特徴。

●持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●自伐型林業

自伐林家（自ら所有する森林を自らが整備する方で、専業のみならず兼業で林業に取り組む方も含む）のほか、自ら森林は所有していないが、他者から委託を受けて森林整備に取り組む森林ボランティアやNPO、林研グループ、自治会など多様な主体が副業的に取り組む林業のこと。

●ジビエ

フレンチ料理の用語で、捕獲された野生のシカやカモ類等の鳥獣の肉のこと。

●若齢林

若齢段階にある森林のこと。「若齢段階（樹冠閉鎖段階）」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆伐型の林業など、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人工造林による森林を指すことが多い。

●森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成 13 年 7 月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

●森林インストラクター

一般社団法人全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育をめざす「森の案内人」のこと。森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

●森林環境教育

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深めること。(平成 29 年度森林・林業白書)

●森林環境教育・木育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、木育インストラクターなど、森林の役割・重要性や木材の良さ・利用の意義等について教育活動・普及啓発を行う人。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成 31 年度税制改正において創設することとされた新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成 31 年度から譲与することとされた。

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

●森林経営管理法

平成 30 年 5 月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を「意欲と能力のある林業経営者」に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする。平成 31 年 4 月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた 5 年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

●森林作業道

除間伐等の森林整備や集材を行うために作設される、主に林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

●森林総合監理士（フォレストアー）

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、「市町村森林整備計画」の策定等の市町村行政を技術的に支援し、施業集約化を担う「森林施業プランナー」等に対し指導・助言を行う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能などに応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生き物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさで、豊かな生態系を築いている状態。

●全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

●早生樹

センダンやコウヨウザンなど、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後定められた期間を経過しても更新が完了していないもの。

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ 行

●地位

林地の生産力のこと。具体的には、樹高の成長等によって区分する。

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158 計画区)に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。

●地球温暖化

温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなどの気体)が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に溪流に設置する構造物。溪流勾配を緩和して溪流や溪流の侵食を防止したり、溪流に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードで、山土場と出荷先の間際に設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによ

って、品質の均等な原木をまとめることが可能となり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷など、きめ細かな流通に対応できる。

●長伐期施業

標準伐期齢（市町村森林整備計画において、地域の標準的な主伐の林齢として定められるもの）のおおむね2倍に相当する林齢まで森林を育成し、主伐すること。

●地利

木材を搬出する費用の経済的位置を示すもの。具体的には、林道等の道路から林地までの距離等によって区分する。

●天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ 行

●ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

●日本農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などを一体的に評価し、特に重要性を有するものを農林水産大臣が認定する制度。平成28年には「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が認定を受けた。

●認定林業事業体

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づいて「労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」を作成し、知事から認定を受けた事業主のこと。

ハ 行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

●三重県木づかい宣言事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として平成 27 年 7 月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30 日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●みえ木育ステーション

「みえ木育ステーション認定制度」において、県が認定する県内に整備された常設型の木育体験施設。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口など、総合的なサポートを行う拠点施設。平成 28 年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成 26 年度から導入した県の独自課税。

●緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

●緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

●木育

子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動（平成 29 年度森林・林業白書）。具体的には、未就学児等には木製玩具や遊具などを使った遊び、小・中学校では木工、高校生以上では木製品の選択ができるような取組を実施し、将来、木製品の良さを伝えられる人材の育成を行うこと。

●木育インストラクター

「木育」の意義や役割を理解し、森林・林業、木材、環境について分かりやすく伝える指導者。認定特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会が認定している。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ 行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、流通の拠点となる機能は劣る。

ラ 行

●リモートセンシング

遠く離れた所から、対象物あるいは対象とする現象を直接手を触れずに観測する技法のこと。遠隔探査。遠隔測定。

●林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

●林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

●林業のスマート化（スマート林業）

レーザや ICT など先端技術を林業に導入し、森林における作業や森林管理等を効率化すること。

●林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、1 ha を超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と定めた森林法上の制度。

●林地台帳

森林法に基づき、施業の集約化や適切な森林整備のために活用することを目的として、市町村が、地域森林計画の対象となっている民有林における森林所有者や土地等の情報を一元的にとりまとめた台帳。市町村は、台帳情報の一部を公表するとともに、森林組合や林業事業体等の森林整備の担い手に提供することができる。

●林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

●齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

●老齢林

老齢段階にある森林のこと。50年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階（成熟段階）を経て、優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木などが生じる時期を「老齢段階」と言う。

●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道などの「公道」、一般車両の走行も想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」などを適切に組み合わせた道路ネットワーク。

**三重の森林づくり実施状況報告書
(令和元年度版)**

令和2年9月

三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070